

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室）

項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置											
税目	所得税、法人税、消費税											
要望の内容	<p>企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。また、リース取引に係る延払基準の廃止等についても検討している。</p> <p>今般、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした草案が令和5年5月に公表されており、これを踏まえて会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置について要望するものである。</p> <table border="1" data-bbox="901 875 1487 1041"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。</p> <p>今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えないよう、当該会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当該会計基準の見直しにより税務処理が変更される場合、変更内容によってはリース取引の利用者等に過度な負担がかかる可能性がある。リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールであり、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えないよう、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることが必要である。</p> <p>なお、リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することができる。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	